

西脇市公共施設マネジメント（公共施設等総合管理計画）（案）の骨子について

H26年度	H27年度	H28年度以降>>>>>>>>
●公共施設白書（情報整理）	●公共施設マネジメント方針	庁内体制の構築・アクションプラン策定・実施検討
●中間報告	●アクションプラン	

1 本市の公共施設を取り巻く現状と課題（中間報告）

- ① 公共施設の老朽化 ⇒公共施設の**半数以上が築30年以上**、今後老朽化がさらに進行します。
- ② 人口の減少 ⇒2040年には**人口が約3万1千人**（約25.9%、約1万1千人減少）に**減少**、若年人口（15歳未満）は約3千人に減少（約43.8%、約2.6千人減少）等、人口構成が大きく変化していきます。
- ③ 財政状況 ⇒人口減少に伴う歳入の減少や扶助費の増加等、**財政の硬直化**が見込まれます。

公共施設全体を把握し、長期的な視点で更新・統廃合等を計画的に実施し、財政負担の軽減や平準化を図る必要性から、全国の自治体に対し「公共施設等総合管理計画の策定」が求められています。

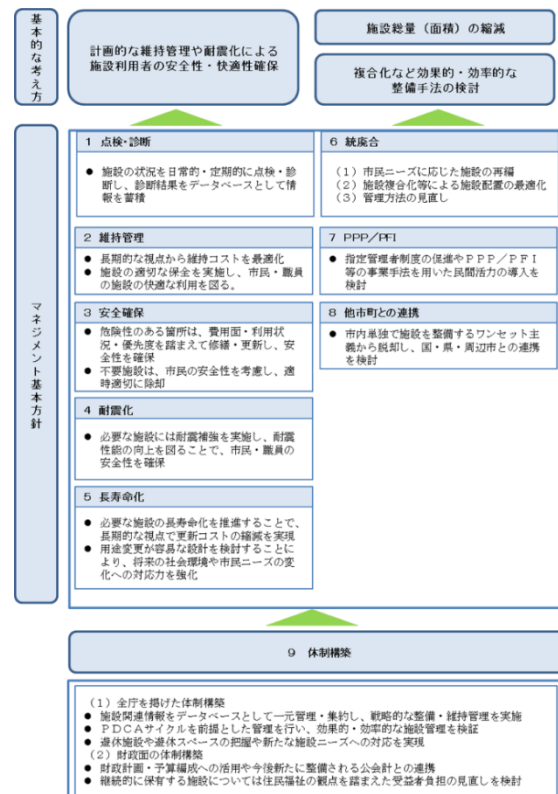
2 今後の公共施設の在り方に係る基本的な考え方（中間報告）

- ①市民に真に必要なとされる機能を維持しつつ、**総量を縮減**します。
- ②公共施設を新設・更新する場合は、施設の複合化など最も**効果的・効率的な手法**を検討します。
- ③保有すべき公共施設については、計画的な維持管理や耐震化を行い、**安全性や快適性を確保**します。

中間報告を踏まえたマネジメント方針の策定

市庁舎・庁舎周辺施設は、耐震性能不足、老朽化への早急な対応の検討を行うこととした⇒庁舎整備基本構想の策定へ

3 公共施設マネジメント基本方針（案）について



- ① 点検・診断等の実施方針（現状を把握する）
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針（適切な保全を図る）
- ③ 安全確保の実施方針（利用者の安全性を確保する）
- ④ 耐震化の実施方針（耐震性能の向上を図る）
- ⑤ 長寿命化の実施方針（施設及びインフラを長く使う）
- ⑥ 公共施設における統廃合の推進方針（施設をまちのサイズにあわせる）
- ⑦ PPP/PFIの活用（民間と協力する）
- ⑧ 隣接する市町との連携（周辺市等と協力・連携する）
- ⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針（体制を整える）

① 点検・診断等の実施方針（現状を把握する）

公共施設及びインフラの適切な維持管理などを進めるためには、日常的・定期的に点検・診断し、施設の状況を把握することが重要となります。そこで、施設及びインフラのそれぞれの実実施方針を以下の通り定めます。

（ア）施設に係る実施方針

施設評価を踏まえた点検・診断等の優先度を設定した上で優先度の高い施設については、日常点検・建物診断の結果及び一定の修繕履歴を**データベースとして情報を集約・蓄積**させます。

法定点検及び優先度の高い施設の日常点検結果等については**施設管理者と建築担当課が情報共有**し、適宜必要な技術的なサポートを行うことで、適切に建物が保全されるようにします。

（イ）インフラに係る実施方針

道路・橋りょう・上水道・下水道などのそれぞれの分野において**個別の長寿命化改修計画又は投資計画、経営戦略等を策定**し、策定した計画に基づいた適切な点検・診断を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針（適切な保全を図る）

公共施設及びインフラを継続して保有するためには、維持管理に大きなコストがかかります。そこで、日常的・定期的な点検・診断結果によって保全すべき設備及び更新時期などを把握した上で、予防保全の考え方を取り入れ、長期的な視点から維持管理コストを平準化するとともに**ライフサイクルコストの縮減**に努めます。

③ 安全確保の実施方針（利用者の安全性を確保する）

継続して保有する公共施設及びインフラは、市民の皆様が安全に利用できるように配慮する必要があります。そこで、劣化・損傷などにより安全面での危険性が認められた箇所については、費用面・利用状況・優先度を踏まえて、修繕・更新等により**安全性の確保を図っていきます**。

④ 耐震化の実施方針（耐震性能の向上を図る）

安全確保の実施において特に重要となるのが耐震化です。地震などの災害時に備えて耐震性が確保される必要があります。そのため、今後も存続させると判断した施設について、耐震診断の結果等を踏まえて、**耐震補強や耐震対策などを適切に実施**し、施設利用者の安全確保を図ります。

⑤ 長寿命化の実施方針（施設及びインフラを長く使う）

公共施設及びインフラが財政に与える影響として施設等の当初の建設・整備コストが一定程度の割合を有します。施設等の更新費用が財政に与える影響を小さくするためには、今後も必要な施設等については、予防保全的な考え方を取り入れ、長く使うことが重要になります。そのため、施設の現状に合わせて、**長寿命化により更新コスト（ライフサイクルコスト）の縮減**を図ります。

⑥ 公共施設における統廃合の推進方針（施設をまちのサイズにあわせる）

人口の推移や財政状況を考慮し、公共施設（機能）の集約、廃止等を検討する公共施設適正化を進めていきます。その推進にあたっては、以下の3点を指針とします。

- (ア) 市民のニーズに応じた施設の再編を行う（人口配置・構成を見据えた再編など）。
- (イ) 施設の複合化などにより、施設配置を最適化する。
- (ウ) 事業の運営方法を見直す（事業の外部委託の推進など）。

また、これらの指針に基づいた公共施設の最適化を着実に進めるために、庁内において、公共施設マネジメント協議制度を導入し、施設の更新・整備を検討する場合には公共施設等総合管理計画の所管課へ事前協議を行うこととします。協議では、本計画との整合性や施設の必要性、施設の適正規模・配置、効果的・効率的な更新・整備・運営手法などについて検討を行います。また、公共施設等総合管理計画の所管課においては、公共施設適正化に向けたアクションプランの策定及び進行管理を行います。

なお、インフラは既に整備した道路や橋りょう、水道などを統廃合していくことは現実的ではないため、当該インフラの必要性等を精査していくとともに、新規投資を実施する場合は、従来以上に、事業効果・効率性を十分に検討するとともに、本計画の趣旨に沿った整備を進めていきます。

⑦ PPP/PFI の活用（民間と協力する）

継続して保有する施設及びインフラについては、効果的・効率的な管理運営・整備を検討します。検討に当たっては、指定管理者制度の促進や PPP/PFI 等の事業手法を用いた民間活力の導入に向けた検討も行います。

⑧ 隣接する市町との連携（周辺市町等と協力・連携する）

公共施設及びインフラを本市だけで整備・管理運営するのではなく、周辺市等と協力することにより、公共施設等の効果的・効率的なサービス提供を行うことができると考えられます。そこで、施設及びインフラについて、本市だけで全てを整備するというフルセット主義から脱却し、国・県・周辺市町との連携の可能性を検討します。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針（体制を整える）

公共施設及びインフラを総合的かつ計画的に管理するためには、次のように全庁を掲げた体制構築及び財政面の体制構築が必要になります。

(ア) 全庁を掲げた体制構築

マネジメント基本方針を推進するためには、組織的な体制の整備が必要になります。これまでは、各施設の情報は各施設の所管課で管理していましたが、今後は、施設に関する情報をデータベースとして一元的に管理・集約し、戦略的な整備・維持管理を行います。

整備した情報及びその情報から整理された課題を庁内で共有するとともに、PDCA サイクルを前提とした管理を行い、効果的・効率的な施設の管理が来ているか検証します。

(イ) 財政面の体制構築

マネジメント基本方針を推進するためには、組織的な体制の整備の中で財政との連携が必要です。そこで、日常点検・建物診断の結果や法定点検の結果を施設管理者と建築担当課が情報共有し、技術的な面も踏まえて、優先順位を

つけた上でライフサイクルコスト等も検討し、保全が必要と判断された項目については、適時・適切な予算化を図ります。施設等の継続保有のためには財源の確保も必要であり、管理運営費の縮減及びその他財政努力等を行った上で施設利用者から適正な利用料を徴収することの検討が必要です。そこで、現状で無料又は管理運営コストに比べて著しく低い利用料で利用されている施設について住民福祉の観点から踏まえた受益者負担の見直しを検討します。

また、施設等の管理のためには、管理運営費等のコスト情報の適切な把握が重要であり、今後新たに整備する公会計との連携を図ることによって管理運営費等のコスト情報の適切な把握に努めます。

- マネジメント基本方針に基づく取組みを進めていくために公共施設（ハコモノ）については優先度を設定、優先度に応じた取組みを推進していく。
- 各インフラについては、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を踏まえ、設備の長寿命化や経営基盤の強化に向けた個別計画の策定を推進していく。

優先度を設定して取組みを推進！！

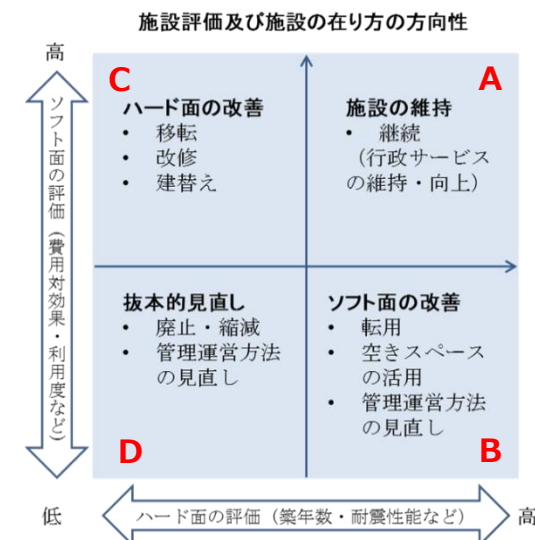
4 公共施設評価について

「公共施設等全体に係るマネジメント基本方針」で定めた方針に基づき公共施設の統合や廃止を推進すべく施設の在り方を検討するために施設ごとの評価を行う必要があります。

また、施設の点検・診断及び維持管理・修繕・更新、長寿命化等を実施する前提として、それぞれの実施水準となる優先度を設定するために施設ごとの評価を行う必要があります。

そこで、施設の評価及び施設の統合や廃止の方向性の検討方針を定めるとともに、それぞれの評価結果に基づく優先度の設定方針を定めます。

施設の統合や廃止の方向性を見据えた個々の施設評価の際には、市の公共施設全体から見た配置状況や施設の重要性を勘案します。個々の施設の評価は、施設のハード面（建築物）の状況及びソフト面（施設で提供されるサービス）の状況を踏まえた一次評価を行うこととし、一次評価に基づいて施設の大きな方向性を決定します。施設の大きな方向性を決定した後二次評価を行い、市の公共施設全体から見た配置状況や施設の重要性を勘案した上で施設の今後の具体的な在り方を検討（アクションプランの策定等）します。



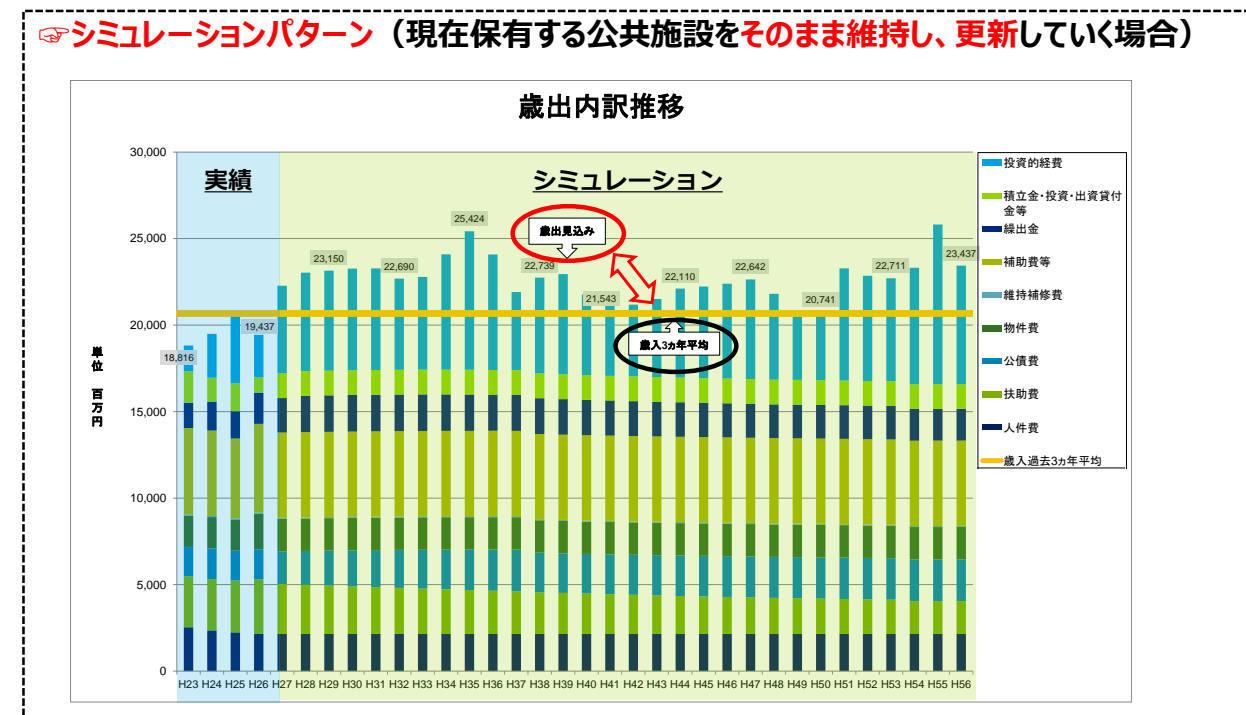
優先度	例：保全実施方針
A	長寿命化を図ることとし、総合的な点検・診断、保全計画に基づく保全を実施する
B	長寿命化に関わるような項目について点検・診断、保全計画に基づく保全を実施する
C	建物状況調査を実施し、躯体状況の良好な場合に長寿命化を図る
D	長寿命化は実施せず、利用者の安全に関わるような最低限の項目の保全のみ実施する

5 公共施設の適正化に向けて

公共施設の総量について、「公共施設マネジメント基本方針⑥公共施設における統廃合の推進方針」で掲げたように、公共施設の適正化を進めていきます。**市民の皆様へのサービスを出来る限り維持しつつ、財政的制約を克服**するという観点から、適正化の水準を設定する必要があります。

財政的な制約を踏まえ、施設の更新シミュレーションを実施すると下記のとおりとなります。ハコモノ施設だけでなく、道路などのインフラも含めて、現在の公共施設等を全て維持すると仮定した場合は、本市の過去3か年歳入平均（黄色直線）を長期的な**歳出見込み**（棒線）が上回っている状況となってしまいます。

本市の課題等において示したとおり、本市ではいっそうの人口減少が進み、財政の硬直が見込まれる中、歳入の伸びが期待できる状況ではないため、**歳出見込みを抑制するべく、公共施設適正化の水準を設定し**、公共施設の統廃合等を進めていきます。



公共施設適正化のための具体的な「方策」として、以下を定めるとともに、アクションプランの策定を進めていきます。

- 【方策】
- 1 地区対応施設については、同一地区内に同一用途の施設はひとつに集約
 - 2 市域対応施設については、コスト及び利用状況を勘案し、統廃合及び保有コスト低減策の実施
 - 3 既存施設を更新する場合は、人口減少などを勘案し、可能な限り現状の施設規模より縮小
 - 4 新規用途の施設建設は行わない。建設を行う場合は総量抑制を念頭に、同規模以上の施設を廃止